

○周南公立大学既修得単位等認定規程

(令和 5 年 3 月 14 日規程第 16－13 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、周南公立大学学則（令和 4 年規程第 1－3 号）第 27 条の規定に基づき、周南公立大学（以下「本学」という。）の学部の 1 年次に入学者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定める。

(認定科目等)

第 2 条 既修得単位等の認定は、総合科目のほか、本学が指定する授業科目について行う。

(認定の手続等)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した日から 1 月以内に、既修得単位等認定願（別記様式第 1 号）に成績証明書その他必要な書類を添えて、学部長に申請しなければならない。

2 学部長は、前項の申請を受けたときは、教授会で審査を行う。

(既修得単位等の認定)

第 4 条 学部長は、前条第 2 項の審査により認定されたときは、既修得単位等認定通知書（別記様式第 2 号）により、速やかに申請した者に通知するものとする。

(履修の指導)

第 5 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の科目の履修を行わせる等、申請した者の所属学部において適切な指導を行うものとする。

(事務)

第 6 条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、本学に入学者の既修得単位の認定に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

既修得単位等認定願

周南公立大学 学部長 様

所 属 _____

学籍番号 _____

名 前 _____

周南公立大学学則第27条の規定により、既修得単位等の認定を受けたいので、必要書類を添えて、申請します。

1 既修得大学等

大 学 :	大学	学部	学科
大学院 :	大学院	研究科	専攻
短期大学 :	短期大学	学部	学科
その他 :			

2 認定を希望する既修得単位等

既修得授業科目		認定を希望する授業科目	
授業科目名	単位数等（授業時間数）	授業科目名	単位数（授業時間数）
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()

※成績証明書のほか、シラバス等授業科目の概要を示す書類を添付すること。

（文書）第 号
年 月 日

既修得単位等認定通知書

様

周南公立大学 学部長

年 月 日付けで申請のあった既修得単位等の認定について、次のとおり決定します。

認定した授業科目及び単位数	
授業科目名	単位数

合 計	
科目	単位